

保険薬局の掲示物 チェック表



2014.6

薬局開設関係

※当社が収集した情報をまとめたものであり、これらがすべてというわけではありません。

内側	外側	整理番号	表示・掲示する事項	対 象	根拠法・通知等	内容の概要
☐		1	薬局開設の許可（許可証） （毒劇物一般販売業、麻薬小売業等は行政の指示に従って下さい）	薬局全般	薬事法施行規則第3条	薬局開設者は、薬局開設の許可証を薬局の見やすい場所に掲示しておかなければならない。
☐		2	高度管理医療機器等の販売業許可（許可証）	高度管理医療機器等の販売業の許可薬局	薬事法施行規則第178条 準用第3条	高度管理医療機器等の販売業者等については、第2条から第6条まで、第14条の3および第18条の規定を準用する。 （当課注：規則第3条 薬局開設者は、薬局開設の許可証を薬局の見やすい場所に掲示しておかなければならない。が準用されます）
☒		3	保険薬局の表示	保険薬局全般	健康保険法 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬局医師の登録に関する省令第7条	保険医療機関又は保険薬局は、その病院若しくは診療所又は薬局の見やすい箇所に、保険医療機関又は保険薬局である旨を掲示しなければならない。
☒		4	薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項 1 許可の区分の別 2 薬局開設者又は店舗販売業者の氏名又は名称その他の薬局開設の許可証又は店舗販売業の許可証の記載事項 3 薬局の管理者又は店舗管理者の氏名 4 当該薬局又は店舗に勤務する薬剤師又は登録販売者の別、その氏名及び担当業務 5 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分 6 当該薬局又は店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明 7 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申込みを受理する時間 8 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先	薬局全般	薬事法第9条の4 薬事法施行規則第15条の14 別表第1の2	薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該薬局を利用するために必要な情報であって厚生労働省令で定める事項を、当該薬局の見やすい場所に掲示しなければならない。 施行規則第15条の14 法第9条の4の規定による掲示は、次項に定める事項を表示した掲示版によるものとする（注1）。 2 法第9条の4の厚生労働省令で定める事項は、別表第1の2のとおりとする。 別表第1の2（第15条の14関係） 第1 薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項 2 薬局開設者又は店舗販売業者の氏名又は名称その他の薬局開設の許可証又は店舗販売業の許可証の記載事項 3 薬局の管理者又は店舗管理者の氏名 4 当該薬局又は店舗に勤務する薬剤師又は登録販売者の別、その氏名及び担当業務（注2） 5 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分 6 当該薬局又は店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明 7 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申込みを受理する時間（注3） 8 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先 第2 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項 1 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義並びにこれらに関する解説 2 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説 3 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供及び指導に関する解説 4 要指導医薬品の陳列に関する解説 5 指定第二類医薬品の陳列（特定販売を行うことについて広告をする場合） 6 当該薬局又は店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明 7 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申込みを受理する時間（注3） 8 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先 9 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置 10 その他必要な事項（注4）
☒		5	要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項 1 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義並びにこれらに関する解説 2 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説 3 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供及び指導に関する解説 4 要指導医薬品の陳列に関する解説 5 指定第二類医薬品の陳列（特定販売を行うことについて広告をする場合） 6 当該薬局又は店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明 7 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申込みを受理する時間（注3） 8 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先 9 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置 10 その他必要な事項（注4）	薬局全般	薬事法第9条の4 薬事法施行規則第15条の14 別表第1の2	薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該薬局を利用するために必要な情報であって厚生労働省令で定める事項を、当該薬局の見やすい場所に掲示しなければならない。 施行規則第15条の14 法第9条の4の規定による掲示は、次項に定める事項を表示した掲示版によるものとする（注1）。 2 法第9条の4の厚生労働省令で定める事項は、別表第1の2のとおりとする。 別表第1の2（第15条の14関係） 第1 薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項 2 薬局開設者又は店舗販売業者の氏名又は名称その他の薬局開設の許可証又は店舗販売業の許可証の記載事項 3 薬局の管理者又は店舗管理者の氏名 4 当該薬局又は店舗に勤務する薬剤師又は登録販売者の別、その氏名及び担当業務（注2） 5 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分 6 当該薬局又は店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明 7 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申込みを受理する時間（注3） 8 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先 9 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置 10 その他必要な事項（注4）

調剤報酬関係・請求関係

内側	外側	整理番号	表示・掲示する事項	対 象	根拠法・通知等	内容の概要
☐		6	調剤報酬点数表の一覧等	保険薬局全般	保険費Q305第3号 平成26年3月5日 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項についての〈通則〉	5 保険薬局は、薬局内で見やすい場所に調剤報酬点数表の一覧等を掲示するとともに、患者の求めに応じて、その内容を説明すること。
☐	☒	7	開局時間	時間外加算等を算定する保険薬局	同上 の〈調剤技術料〉	時間外加算等を算定する保険薬局は開局時間を当該保険薬局の内側及び外側のわかりやすい場所に表示する。
☐		8	夜間・休日等加算の対象となる日及び受付時間帯	夜間・休日等加算を算定する保険薬局	同上 の〈調剤技術料〉	夜間・休日等加算を算定する保険薬局は開局時間を当該保険薬局の内側及び外側のわかりやすい場所に表示するとともに、夜間・休日等加算の対象となる日及び受付時間帯を薬局内のわかりやすい場所に掲示する。
	☒	9	時間外、休日、夜間における調剤応需が可能な近隣の保険薬局及び自局に直接連絡が取れる連絡先電話番号等	基準調剤加算を届出している保険薬局	保険費Q305第2号 平成26年3月5日 指掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて第89 基準調剤加算	基準調剤加算1：近隣の薬局及び自局に直接連絡が取れる連絡先電話番号等を当該保険薬局の外側で見やすい場所に掲示すること 基準調剤加算2：自局に直接連絡が取れる連絡先電話番号等を当該保険薬局の外側で見やすい場所に掲示すること
☐	☒	10	在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨			当該保険薬局の内側及び外側の見やすい場所に、在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局であることを掲示していること
☐	☒	11	後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨	後発医薬品調剤体制加算を届出している保険薬局	保険費Q305第2号 平成26年3月5日 指掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて第90 後発医薬品調剤体制加算	後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を当該保険薬局の内側及び外側の見やすい場所に掲示する
☐		12	後発医薬品調剤体制加算を算定している旨			後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を当該保険薬局の内側の見やすい場所に掲示していること
☒		13	介護保険の居宅療養管理指導等事業の掲示	居宅療養管理指導等を行う事業所	平成11年3月31日厚生省令第37号 第32条	事業所の見やすい箇所に、運営規程の概要、居宅療養管理指導員等の勤務の体制その他の利用者がサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない
☐		14	生活保護指定の掲示	生活保護指定を受けた薬局	生活保護法施行規則第13条	（当課注：東京都福祉保健局の生活保護法指定医療機関のしおりには、掲示に関して次のように記載されています。 5 掲示の義務 指定医療機関は、患者の見やすい所に掲示（縦12.5センチ、横5.5センチ程度の縦横長）を用い、その中央に「生活保護法指定（医）」と表示する。）を掲示してください。（生活保護法施行規則第13条）
☐		15	労災指定の掲示	労災指定を受けた薬局	労働者災害補償保険法施行規則第11条	都道府県労働局長の指定を受けた薬局は、標札を見やすい場所に掲げなければならない。 （様式第3号 縦10cm×横5.5cm 地色：濃紺 文字：白色「労災保険指定薬局」）

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第2条の4等による揭示義務

	内側	外側	整理番号	表示・揭示する事項	対 象	根拠法・通知等	内容の概要
			16	薬剤服用歴管理指導料	保険薬局全般	保医発0326第1号 平成26年3月26日 「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」等の一部改正について	第12 保険薬局に係る厚生労働大臣が定める揭示事項（揭示事項等告示第13関係） ①薬剤服用歴管理指導料
			17	調剤報酬点数表に関わる届出事項 （基準調剤加算、後発医薬品調剤体制加算、無菌製剤処理加算、在宅患者調剤加算、在宅患者訪問薬剤管理指導料）	保険薬局全般		②調剤報酬点数表に基づき地方厚生（支）局長に届け出た事項に関する事項
			18	明細書の発行状況に関する事項			③保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第4条の2第2項及び療担基準第26条の5第2項に規定する明細書の発行状況に関する事項
			19	届出を行ったことにより患者が受けられるサービス （基準調剤加算、後発医薬品調剤体制加算、無菌製剤処理加算、在宅患者調剤加算、在宅患者訪問薬剤管理指導料）			第1 厚生労働大臣が定める揭示事項（揭示事項等告示第1 関係） 届出を行ったことにより患者が受けられるサービス等がわかりやすく揭示するものであること。

個人情報保護法

内側	外側	整理番号	表示・揭示する事項	対 象	根拠法・通知等	内容の概要
		20	個人情報の利用目的	個人情報取扱事業者 （欄外注）	個人情報保護法 第18条 （平成16年12月24日、平成18年4月21日改正） 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン （参考） 平成17年3月11日「個人情報保護に関する薬局向けQ&A」日本薬剤師会	個人情報取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。 Q8 薬局では、あらかじめ施設内のわかりやすい場所に、通常必要とされる個人情報の利用目的を揭示（公表）するとともに、ホームページ上に掲載する方法によりなるべく広く公表する必要がある。また、利用目的の揭示にあたっては、わかりやすいよう受付の近くに表示するほか、その内容を確認するよう注意を促すことが求められる。 Q11 セキュリティポリシーは、利用目的とあわせて公表（揭示）しておくことが望ましい。
		21	個人情報の保護に関する基本方針 （セキュリティポリシー）			

（注） 識別される特定の個人の数が5,000 を超えない事業者（小規模事業者）は、「個人情報取扱事業者」としての法令上の義務は負われませんが、医療・介護関係事業者は、その規模に関係なく良質かつ適切なサービス提供が期待されていること、そのために最善の努力が必要であることなどの理由から、ガイドラインでは小規模事業者にも遵守する努力を求めています。

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する揭示義務等

内側	外側	整理番号	表示・揭示する事項	対 象	根拠法・通知等	内容の概要
		22	費用徴収に係るサービス等の内容及び料金 ・患者の希望に基づく内服薬の一包化 ・患者の希望に基づく甘味剤等の添加 ・在宅医療に係る交通費 ・薬剤の容器代（原則として保険医療機関等から患者へ貸与するものとする） ・患者への調剤した医薬品の持参料 ・患者の希望に基づく服薬カレンダー ・日本語を理解できない患者に対する通訳料 など	保険薬局全般 （取扱いのあるサービスのみ）	保医発0326第1号 平成26年3月26日 「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」等の一部改正について 保医発第0901002号平成17年9月1日、最終改正：保医発0508001号平成20年5月8日 療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて	保険薬局において、患者の希望に基づき次の①から③までに定めるサービスを提供した場合には、当該サービスについて、患者からその費用を徴収しても差し支えないものとする。ただし、患者から費用を徴収する場合には、「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」（保医発第0901002号平成17年9月1日）に定める手続きを経る必要があるものであること。 ①患者の希望に基づく内服薬の一包化（治療上の必要性がない場合に限り。） ②患者の希望に基づく甘味剤等の添加（治療上の必要性がなく、かつ、治療上問題がない場合に限り。） ③患者の希望に基づく服薬カレンダー（日付、曜日、服用時点等の別に薬剤を整理することができる資料をいう。）の提供 療養の給付と直接関係ないサービス等の具体例として ・在宅医療に係る交通費 ・薬剤の容器代（ただし、原則として保険医療機関等から患者へ貸与するものとする） ・保険薬局における患者への調剤した医薬品の持参料 ・日本語を理解できない患者に対する通訳料

保険薬局の名称	ひかり薬局 壱分店
開局時間	月～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～13:00
休業日	日曜・祝日
時間外・休日・夜間の 連絡先	連絡先 / TEL:0743-76-3006 (営業時間外は携帯電話に転送されます)
当薬局は処方せん等による医師の指示がある時は在宅で療養されている患者さま 宅を訪問し、服薬指導等を行っております。	
当薬局は後発医薬品(ジェネリック医薬品)の調剤を積極的に行っております。	

保険薬局の名称	ひかり薬局 壱分店
開局時間	月～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～13:00
休業日	日曜・祝日
平日は19時（土曜は13時）以降の処方せん受付につきましては、夜間・休日等加算が算定されます。 1割負担の方で40円ほど、3割負担の方で120円ほど）。ご了承ください。	
当薬局は、処方せん等による医師の指示がある時は在宅で療養されている患者さま宅を訪問し、服薬指導等を行っております。	
当薬局は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の調剤を積極的に行っております。	
当薬局は、「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤に関する指導を行っております。	
調剤報酬にかかわる下記の施設基準を地方厚生局に届出をし、算定しております。 ・地域支援体制加算 ・かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料 ・連携強化加算 ・在宅患者訪問薬剤管理指導料 ・在宅薬学総合体制加算 ・医療DX推進体制整備加算 ・後発医薬品体制加算	
取扱い公費医療等 ・生活保護 ・特定疾患 ・小児慢性特定疾患 ・原子爆弾被爆者 ・感染症予防（結核） ・障害者自立支援（精神・更正） ・自賠責保険 ・労働者災害補償 等	

○薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項

許可の区分	薬局
薬局の名称	ひかり薬局 亅分店
開設者の氏名または名称	有限会社ひかりファーマシー
所在地	生駒市有里町107-1
許可番号・有効期限	A01117・平成35年3月17日から令和11年3月16日まで
管理薬剤師	松山 三貴子
薬剤師・登録販売者 (担当業務)	薬剤師:松山三貴子・林友里・山本梨絵・中本政容 (処方せん調剤、医薬品販売、相談等)
一般用医薬品の取扱い	要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品
従事者の区別	薬剤師、登録販売者、その他の勤務者は、名札に記載することにより区別しています
営業時間 (営業時間外で相談できる時間)	月～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～13:00 (24時間、電話相談受け付けます)
相談時・緊急時の連絡先	0743-76-3006(営業時間外は携帯電話に転送されます)

○要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する事項

要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品の定義、表示、情報提供について			
	定義	表示	情報提供
要指導医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの	要指導医薬品	薬剤師が対面で書面にて説明
第1類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの	第1類医薬品	薬剤師が書面にて説明
第2類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品(第1類医薬品を除く)	第2類医薬品	薬剤師又は登録販売者が説明
第3類医薬品	第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品	第3類医薬品	ご質問等あれば薬剤師又は登録販売者が対応
一般用医薬品の陳列に関して	要指導医薬品、第1類医薬品と指定第2類医薬品は、それぞれ区別してカウンター内に陳列しています。第2類医薬品と第3類医薬品は、それぞれ区別して店内に陳列しています		
指定第2類医薬品に関して	指定第2類医薬品は、第2類医薬品のうち特に注意を要するとして指定された医薬品で、 第②類医薬品 第②類医薬品 いずれかの表示があり、カウンター内に陳列しています		
医薬品による健康被害の救済に関して	医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により、一定の健康被害を受けた方の救済を行う公的制度があります。お困りの方は当薬局または救済制度相談窓口(0120-149-931)へご相談下さい		
その他 (業界団体や都道府県等で設置されている相談窓口等)	医薬品医療機器総合機構 消費者くすり相談室 03-3506-9457 月～金(祝日・年末年始を除く)9時～17時 (社)日本薬剤師会 中央薬事情報センター 03-3353-2251 月～金 10時～12時、13時～16時 奈良県薬剤師会 薬事情報センター 0744-22-8413 奈良県 福祉医療部 医療政策局 薬務・衛生課 0742-27-8670		

調 剤 報 酬 点 数 一 覧 表

(単位：点)

調剤基本料	調剤基本料（受付１回につき）		下記以外		41		
			妥結率が低い場合		31		
			(イ) 4,000回超／月 集中度70%超		25		
			妥結率が低い場合		19		
			(ロ) 2,500回超～4,000回以下／月 集中度90%超		25		
			① 24時間開局届出なし		19		
			妥結率が低い場合		41		
			② 24時間開局 【要届出】		31		
			妥結率が低い場合		12		
			基準調剤加算 2 【要届出】		1000品目以上の医薬品備蓄、自局単独で24時間調剤体制、訪問薬剤の実績	36	
	後発医薬品調剤体制加算1【要届出】		後発医薬品調剤数量割合	55%以上	18		
	後発医薬品調剤体制加算2【要届出】		(直近３ヵ月)	65%以上	22		
	調剤基本料（１分割調剤につき）		長期投薬の分割調剤を行った場合の２回目以降		5		
			初めて後発医薬品服用時に分割調剤を行った場合（２回目に限る）		5		
調剤技術料	内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く）		1剤につき (3剤まで)	1４日分	① 7日目以下の部分（１日分につき）	5	
				以下	② 8日目以上の部分（１日分につき）	4	
				1５日分以上 2 1日分以下		71	
				2 2日分以上 3 0日分以下		81	
				3 1日分以上		89	
	一包化加算		5 6日分以下		投与日数が7又はその端数を増すごとに	32	
			5 7日分以上		290		
	嚥下困難者用製剤加算		嚥下困難者等に対し心身の特性に応じた剤形に製剤した場合、受付１回につき		80		
	内服用滴剤		1 調剤につき		10		
	屯服薬		受付１回につき		21		
	浸煎薬		1 調剤につき（３調剤まで）		190		
	湯薬		1調剤につき (3調剤まで)	7日分以下の場合		190	
				8日分以上 28日分以下 の場合	7日目以下の部分		190
					8日目以上の部分（１日分につき）		10
					2 9日分以上の場合		400
	注射薬		受付１回につき		26		
	無菌製剤処理加算【要届出】		1日につき	中心静脈栄養法用輸液、麻薬		65	
				抗悪性腫瘍剤		75	
				中心静脈栄養法用輸液、麻薬（６歳未満）		130	
				抗悪性腫瘍剤（６歳未満）		140	
	外用薬		1 調剤につき（３調剤まで）		10		
加算料	麻薬加算		麻薬を調剤した場合、1 調剤につき		70		
	向精神薬・覚せい剤原料・毒薬加算		向精神薬・覚せい剤原料・毒薬を調剤した場合、1 調剤につき		8		
	開局時間以外等の調剤加算		時間外	(調剤基本料＋調剤料) × (該当する加算率)		100/100	
			休 日	時間外：おおむね午前８時前及び午後６時以降		140/100	
			深 夜	深 夜：午後１０時から午前６時まで		200/100	
	開局時間内の夜間・休日等加算 (受付１回につき)		午後７時～午前８時（土曜は午後１時～午前８時）及び休日・深夜		40		
	在宅患者調剤加算【要届出】 (受付１回につき)		在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定している患者に対する調剤を行った場合。麻薬小売業者免許、過去１年間の実績などの要件あり		15		
	自家製剤加算 (予製剤による場合は20/100に相当する点数)		①内服薬	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		20	
			②屯服薬	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		90	
			③内服薬及び屯服薬	液剤		45	
			④外用薬	錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、 パップ剤、リニメント剤、坐剤		90	
				点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤		75	
	液剤			45			
	計量混合調剤加算（１調剤につき） (予製剤による場合は20/100に相当する点数)		液剤		35		
散剤、顆粒剤			45				
軟・硬膏剤			80				

薬学管理料	薬剤服用歴管理指導料 (受付 1 回につき)	下記の指導等のすべてを行った場合 ・患者ごとに作成された薬剤服用歴に基づき、薬剤の主な情報(名称、用法・用量等)を文書等により提供し、服用の基本的な説明 ・服薬状況等を情報収集し、薬剤服用歴に記録、必要な指導 ・調剤日、薬剤の名称、用法、用量、その他服用に際して注意すべき事項を手帳に記載 ・薬歴や患者又はその家族等からの情報により残薬確認 ・薬剤情報提供文書により投薬する薬剤の後発医薬品の有無、価格等の情報を提供		41
	手帳記載の要件のみ満たさない場合			34
	乳幼児服薬指導加算	乳幼児(6歳未満)への服薬指導、かつ指導内容を手帳記載		5
	特定薬剤管理指導加算	特に安全管理が必要な医薬品を調剤した場合に、服用に関し、その服用状況、副作用の有無等について患者に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合		4
	麻薬管理指導加算	患者に麻薬の服用及び保管の状況、副作用の有無等について確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合		22
	重複投薬・相互作用防止加算	処方変更があった場合	薬剤服用歴に基づき、重複投薬等の防止の目的で、処方医に対して照会を行った場合	20
		処方変更がなかった場合		10
	長期投薬情報提供料1(情報提供1回につき)	次回受付時に	服薬期間中に薬剤の重要な使用情報を提供	18
	長期投薬情報提供料2(服薬指導1回につき)	確認等を行った場合	患者等からの問い合わせ時に服薬状況等を確認	28
	外来服薬支援料	服薬管理が困難な外来患者等の求めにより、処方医に治療上の必要性及び服薬管理支援の必要性を確認し、服薬管理を支援した場合		185
	在宅患者訪問薬剤管理指導料【要届出】 (月4回(末期の悪性腫瘍患者等は週4回かつ月8回)限り)	①②以外	医師の指示に基づき患家を訪問し薬学的管理・指導を行った場合。原則16km以内に限定	650
		②同一建物居住者		300
	麻薬管理指導加算	患者に麻薬の服用及び保管の状況、副作用の有無等について確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合		100
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 (月 4 回限り)	薬局(訪問薬剤管理指導実施)が、計画的な訪問薬剤管理指導とは別に、患者の急変等に伴う医師の求めにより、緊急に患家を訪問し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合。原則16km以内に限定		500
	麻薬管理指導加算	患者に麻薬の服用及び保管の状況、副作用の有無等について確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合		100
	在宅患者緊急時等共同指導料 (月 2 回限り)	薬局(訪問薬剤管理指導実施)の薬剤師が、患者の急変等による医師の求めにより、関係する医療従事者等(医師、歯科医師、訪問看護ステーションの看護師、居宅介護支援事業者の介護支援専門員)と共同で患家に赴き、カンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合。原則16km以内に限定		700
	麻薬管理指導加算	患者に麻薬の服用及び保管の状況、副作用の有無等について確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合		100
	服薬情報等提供料 (月 1 回限り)	医療機関からの求めにより、又は保険薬局で必要性を認め、患者の服薬等に関する情報を医療機関に対して文書により提供した場合		15
	退院時共同指導料 (入院中 1 回、厚生労働大臣が定める疾病等の患者は、入院中 2 回)	患者が指定する薬局(退院後の訪問薬剤管理指導を担う)の薬剤師が、患者が入院している医療機関に赴いて、医師又は看護師等と共同で、退院後の在宅での療養上必要な薬剤に関する説明及び指導を行った上で、文書で患者に情報提供を行った場合		600

(平成26年4月1日改定)

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項

○事業者概要

事業者名称	ひかり薬局 壱分店
事業所所在地	生駒市有里町107-1
事業所所長者名	松山 三貴子
電話番号	TEL：0743-76-3006

○事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、ひかり薬局 壱分店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

○提供するサービス

当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。

○職員等の体制

薬剤師4名、事務員3名

○営業日時

原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始(12月30日～1月3日)を除く。

○利用料

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

- ① 居宅療養管理指導費又は予防居宅療養管理指導費
518円、又は 379円、又は 342円（※1割負担の場合）
算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回限度。
ただし、末期の悪性腫瘍の方又は中心静脈栄養を受けている方の場合、1週に2回かつ月に8回を限度。
- ② 在宅訪問薬剤管理指導料
650円、又は 320円、又は 290円（※1割負担の場合）
算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回限度。
ただし、末期の悪性腫瘍の方又は中心静脈栄養を受けている方の場合、1週に2回かつ月に8回を限度。
- ③ 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合
1回につき100円(① 又は ②に加算)
- ④ 在宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収致します。

令和6年6月1日
ひかり薬局 壱分店
事業所所長者：松山 三貴子

整理番号15（見やすい場所）

労災指定の掲示



＜参考＞労働者災害補償保険法施行規則第11条

都道府県労働局長の指定を受けた薬局は、標札を見やすい場所に掲げなければならない。
(様式第3号 縦10cm×横5.5cm 地色:濃紺 文字:白色「労災保険指定薬局」)

＊地域によっては、労働基準監督署や薬剤師会等でプレートやステッカーを作成されている場合もあります。

明細書の発行状況に関する事項(薬局内)

個別の調剤報酬の算定項目の分かる
明細書発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年●月●日より、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。

ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書の交付を希望されない場合は事前に申し出て下さい。

平成26年○○月○○日
○○○○薬局
代表者:○○ ○○

当薬局の設備・機能及び処方せん応需にあたって提供するサービスの概要

- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。
- 当薬局は、1230品目の医薬品を備蓄しています。また、ジェネリック医薬品の備蓄及び調剤も積極的に行っております。（ご相談ください）
- 当薬局は、どの保険医療機関の処方せんでも応需します。
- 当薬局は、患者さまの希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
- 当薬局は、処方せん等により医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者さま宅を訪問して服薬指導等を行います。
- 当薬局では、必要であれば患者さまの了解のもと、服薬状況などについて、処方医に情報提供します。
- 当薬局は厚生労働省の評価を受け、基準加算を算定している薬局です。

ひかり薬局 壱分店
電話番号 0743-76-3006

安心して薬局サービスを受けていただくために(お知らせ)

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っております。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握(副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、緊急時の連絡先など)
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- ご家族や、ご指定のあった代理の方への薬に関する説明
- 保険事務作業(審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など)
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う症例研究や薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供

ひかり薬局 壱分店
個人情報取扱責任者: 松山 三貴子

個人情報保護に関する基本方針(セキュリティポリシー)

○基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」)および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」)を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

○具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- (1)個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- (2)個人情報の取扱いに関するルール(運用管理規定)を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- (3)個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- (4)個人情報を適切に取り扱っていることを定期的を確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- (5)個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- (6)業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- (7)個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

○相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- (1)個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- (2)個人情報の開示、訂正、利用停止など(法令により応じられない場合を除く)
- (3)個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- (4)その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

ひかり薬局 壱分店
管理薬剤師: 松山 三貴子

整理番号22 内側

実費負担していただくサービス等の例(薬局の内側)

患者さまに実費負担していただくサービス等について

患者さまの希望に基づく次のサービス等については、実費負担をお願いしています。

- ・患者さまの希望に基づき服用時点ごとに薬を一包みにする場合
7日分ごとに 〇〇〇円
- ・患者さまの希望に基づく甘味料の添加
1調剤につき 液剤の場合 〇〇円 散剤又は顆粒剤の場合 〇〇円
- ・薬事法の承認を受けたものの保険適用前の医薬品を調剤する場合
○薬剤料(投与数量に応じた実費)
- ・患者さまのご自宅にお伺いして薬剤管理指導を行う場合の交通費
○公共交通機関を利用してお伺いする場合の交通費(実費相当)
○自家用車等を利用する場合、別途(実費相当)となります
- ・再使用できない水薬又は軟膏薬のポリ容器
容器の大きさによって実費 〇〇円～〇〇円
- ・喘息治療薬剤のための小型吸入器等
○喘息治療薬剤のための小型吸入器 〇〇〇円
○鼻腔・口腔内治療剤の噴霧・吸入用具 〇〇〇円
- ・服薬管理に必要な、服薬カレンダー
壁掛けタイプ 〇〇〇円 BOXタイプ 〇〇〇円